

第百八号議案

東京都駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都駐車場条例の一部を改正する条例

東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の五第三項中「特殊な」を「特殊の」に改める。

第十七条の八第一項中「第十七条の四まで」の下に「又は第十七条の六」を加え、同条を第十七条の十とする。

第十七条の七に次の二項を加える。

3 建築物の敷地が都市再生駐車施設配置計画区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該都市再生駐車施設配置計画区域内にあるときに限り、当該都市再生駐車施設配置計画区域内に当該建築物があるものとみなして第十七条の六の規定を適用する。

4 建築物の敷地が駐車機能集約区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該駐車機能集約区域内にあるときに限り、当該駐車機能集約区域内に当該建築物があるものとみなして前条の規定を適用する。

第十七条の七を第十七条の九とする。

第十七条の六中「駐車機能集約区域」の下に「（以下「駐車機能集約区域」という。）」を加え、「当該区域内」を「当該駐車機能集約区域内」に、「当該区域が」を「当該駐車機能集約区域が」に、「前条」を「第十七条の五」に改め、同条を第十七条の八とし、第十七条の五の次に次の二条を加える。

（都市再生駐車施設配置計画の区域内における駐車施設の附置）

第十七条の六 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十三第一項の規定により作成された都市再生駐車施設配置計画の区域（以下「都市再生駐車施設配置計画区域」という。）内において、第十七条若しくは第十七条の二の規定の適用を受ける建築物を新築しようとする者又は第十七条の三若しくは第十七条の四の規定の適用を受ける建築物を増築し、若しくは用途の変更をしようとする者は、第十七条から第十七条の四までの規定にかかわらず、当該都市再生駐車施設配置計画に記載された同法第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項の内容に即して駐車施設を附置しなければならない。

（特殊の装置）

第十七条の七 第十七条、第十七条の三、前条又は第十八条の規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合には、当該特殊の装置を駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとしなければならない。

第十八条第三項中「第十七条の四まで」の下に「又は第十七条の六」を加える。

第十八条の二中「設置しようとする者」の下に「又は第十七条の六の規定の適用を受ける建築物の敷地外に駐車施設を設置しようとする者」を加える。

第十九条中「第十七条の四まで」の下に「、第十七条の六」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特殊の装置を用いる第十七条、第十七条の三、第十七条の六又は第十八条の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

第十九条の二第一項中「第十七条の四まで」の下に「、第十七条の六」を加え、同項第一号中「区域」の下に「又は都市再生駐車施設配置計画区域」を加える。

第二十条第一項中「第十七条の四まで」の下に「及び第十七条の六」を加える。

第二十三条本文中「または」を「又は」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十九条に一項を加える改正規定は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都駐車場条例第十七条の七の規定は、この条例の施行の日以後に附置された駐車施設において用いる特殊の装置について適用する。

（提案理由）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行による都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の改正に伴い、都市再生駐車施設配置計画の区域内における駐車施設の附置に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。